



2026年2月10日

各 位

会 社 名 日 機 装 株 式 会 社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 加藤 孝一
(コード番号 6376 東証プライム)
問合せ先 執行役員コーポレート部門長 村上 雅治
(TEL. 03- 3443 - 3717)

(経過事項の開示)

タックス・ハイブン対策税制に基づく更正処分に係る 最高裁判所への上告手続（上告受理申立て等）について

当社は、2021年8月16日付で開示した「税務当局からの更正による追徴に関する当社見解について」のとおり、当社連結子会社グループ Clean Energy & Industrial Gas グループ（CE&IG グループ）の外国子会社3社に対してタックス・ハイブン対策税制の適用除外要件を満たしていないとして、同外国子会社の親会社となる日機装インターナショナル株式会社の2018年度事業所得金額について、更正処分等を受けました。

当社はこれを不服として、東京地方裁判所に対し、更正処分等の取消請求訴訟を提起しておりましたが、2025年5月16日、当社の請求を認めない旨の判決が出されました。

その後、当社は東京高等裁判所へ控訴しておりましたが、2026年1月29日、同様に当社の請求を認めない旨の判決が出されました。

これを受け、当社は本判決を不服とし、本日開催の取締役会において、2026年2月10日、最高裁判所への上告手続（上告受理申立て等）を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. これまでの経緯

- ・2021年7月8日 東京国税局より更正通知書の受領
- ・2021年10月4日 国税不服審判所に審査請求書提出
- ・2022年9月6日 国税不服審判所より審査請求を棄却する旨の決定を受領
- ・2023年2月28日 東京地方裁判所へ更正処分等の取消請求訴訟の提起
- ・2025年5月16日 東京地方裁判所による判決の言い渡し
- ・2025年5月29日 東京高等裁判所への控訴
- ・2026年1月29日 東京高等裁判所による判決の言い渡し

2. 今後の見通し

当社の主張が認められなかったことは誠に遺憾であり、当社としては本判決を受け入れがたいものと考えております。

当社は、本判決の内容を精査した結果、最高裁判所への上告手続（上告受理申立て等）を通じて、当社の主張の正当性について引き続き主張してまいります。

尚、本件については、2021年12月期に法人所得税として約17億円を計上しており、既に納付も完了しています。このため、当期業績への影響は見込んでおりません。ただし、

今後の判決内容等によっては、当期または将来の業績に影響を及ぼす可能性があります。

今後、開示すべき事象が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以上